

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(48)

小早川義則

Riley v. California, 573 U.S. —, 134 S. Ct. 2473 (2014年6月25日)

——警察官は一般に、令状なしに、適法に逮捕された個人から押収された（セル式）携帯電話に記憶されているデジタル情報を押収できない。

ロバツ首席裁判官が法廷意見——スカーリア、ケネディ、トマス、ギンズバーグ、ブライア、ソトマヨル、およびケイガン裁判官参加——を言い渡した。これら2つのケースは共通の問題を提示している、すなわち、“警察は適法に逮捕された個人から押収されたセル式携帯電話（cell phone）にあるデジタル情報を令状なしに検索できるか”である。

I
A

最初のケースで申立人David Riley (X) は、期限切れの登録証で車を運転していたため警察官 (P) によって停車を命じられた。停車の際にPは、Xの運転免許証が一時停止処分を受けていることを知った。Pは、警察の方針 (policy) に従ってXの車を押収 (impounded) し、他の警察官が物品目録作成のための車内の棚卸搜索 (inventory search) をした。その搜索の結果、車のフード（ボンネット）の下に2つのハンドガンが見つかり、Xは武器の隠匿および装填した武器の所持で逮捕された。

警察官は逮捕に伴いRiley (X) を搜索した、そしてギャングによる“殺人事件 (“Bloods” street gang) に結び付く記事 (items) を見つけた。彼はまたXのズボンのポケットからセルフフォン (cell phone) を押収した。Xの矛盾のない主張によると、それはコンピュータによる高性能の広汎な機能を備えた“スマートフォン”で、インターネットと結びついた膨大な記憶装置を備えたセルフフォンであった。警察は、そのセルフォンの情報にアクセスし、文字通信機能 (text messages) と推定できる言葉の前に書かれていた“CK”の頭文字——殺人事件ギャングのメンバーの隠語 (slang term) を示す“Crip Killers”——に気付いた。

ギャング担当の刑事は、逮捕のおよそ2時間後に警察署で電話の内容 (contents) をさらに調べた。同刑事は後に、ギャング連中は銃を持った姿をビデオに撮り銃と一緒に写真を撮ることが多いので“証拠を探して”Xの携帯を“徹底的に調べた (went through)”と証言した。電話には多くの資料 (a lot of stuff) があったけれども“刑事の目をとくに引いたのは”“Blood”の隠語 (moniker “Blood”) を用いて元気付け (encouragement) をする若い男たちを含むビデオだった。警察はまた、2〜3週間前の射殺事件 (shooting) への関与が疑われる車の前に立っているXの写真を見つけた。

ライリー (X) は、それ以前の射殺事件と関係のある走行中の車に向けてセミ自動銃で発砲

した殺人未遂等で起訴された。州（検察側）は、刑が加重されるこれらの犯罪をXがギャングのために犯したと主張した。Xは公判開始前に、警察がXのセルフォンから獲得したすべての証拠の排除を申し立てた。Xの電話の検索は第4修正に違反する、けだし令状なしに行なわれ、かつ緊急状態によっても正当化されないと主張したのである。公判裁判所は、この申立てを退けた。Xの公判で警察官（複数）は、セルフォンから発見された写真やビデオについて証言し、写真の一部は証拠として許容された。Xは3訴因のすべてについて有罪とされて加重されたうえ、15年から終身刑の投獄刑を言い渡された。

カリフォルニア州控訴審はこれを維持した。セルフォンが被逮捕者の身体に直接結合している（immediately associated）限り、第4修正は逮捕に伴うセルフォン資料の無令状搜索をみとめているという州最高裁判決に依拠したのである。カリフォルニア州最高裁はXの再審理の申請を拒否した。そしてわれわれは上告受理の申立てを容れた。

B

第2のケースで通常の監視を続けていた警察官は、被上告人Brima Wurie（Y）が車から薬物を売っているのを観察した。警察官（複数）は間もなくYを逮捕し、警察署に連行した。警察官（P）は、Yの身体から2つのセルフォンを押収した。本件で問題となった1つは“フィリップフォン”で、スマートフォンより一般に記憶の量が少なくその範囲も限られている。Pらは、警察署に到着して5-10分すると、フォンの外部スクリーンに“私の家”として表示されている所にあるフォンが繰り返し電話を受けていることに気付いた。2-3分後に、警察官がフォンを開くと、1人の女性と赤ん坊がセットでフォンの壁紙（wallpaper）に写っていたのでそこを押して履歴（call log）にアクセスした、次に“私の家”の表示に結び付く番号を確かめるためにもう1つのボタンを押した。彼らは次に、オンラインの写真帳（on line photo

directory）を利用してアパートの建物の電話番号を押した。

警察官がその建物に赴いたとき、郵便受けにWurie（Y）の名前があり、窓から中をのぞくとYのフォンに写っていた写真とよく似た女性がいることに気付いた。彼らは搜索令状を入手する間、アパートを確保し、その後に令状を執行すると、クラックコカイン215グラム、マリファナ、薬物付属品（drug paraphernalia）、武器と弾丸および現金等を発見したのでこれらを押収した。

Yは、クラックコカインの販売、販売意図でのクラックコカインの所持等で起訴された。彼は、セルフォンの違憲の搜索の果実であるとしてアパートの搜索によって獲得された証拠の排除を申し立てた。地裁はこの申立てを退けた、そしてYは3訴因のすべてで有罪とされ、26月の投獄刑を言い渡された。

第1巡回区は、見解は分かれたが、Yの証拠排除の申立てを退けた判決を破棄し、Yの有罪判決を無効とした。セルフォンは逮捕に伴う無令状搜索ができる他の物的所有物とは異なる、セルフォンの個人情報の量は法執行の利益を生むごく僅かの脅威（negligible threat they pose）以上のものを含んでいるというのである。われわれは、上告受理の申立てを容れた。

II

第4修正は“不合理な搜索および逮捕押収に対し、身体、住居、書類および所持品の安全を保障される人民の権利は、これを侵してはならない。令状は、宣誓または確約によって裏付けられた相当な理由に基づいてのみ発せられ、かつ搜索されるべき場所および逮捕されるべき人または押収されるべき物件を特定して示したものでなければならない”と規定する。

この文言が明らかにしているように、“第4修正の最終的な試金石は合理性（reasonableness）”である。われわれの判例は、“搜索が刑事犯罪の証拠を発見するため警察官によって行われる場合……合理性が一般に裁判官の令状の獲得を要求する”と判断してきた。そのような令状は、

搜索を支持するための推論 (inferences) が“犯罪を捜し出す競争的企て (competitive enterprise of ferreting out) に従事する警察官によるのではなく中立公正な治安判事 (magistrates) によって行われることを保証するのである。” *Johnson v. United States*, 333 U.S. 10, 14 (1948). 令状が欠けている場合に搜索が合理的とされるのは、それが令状要求 (主義) への特定の例外に該当する場合のみである。 *Kentucky v. King*, 563 U.S.— (2011) を見よ。

われわれの面前での2つのケースは、合法的な逮捕に伴う無令状搜索の合理性にかかわりがある。当裁判所は1914年に初めて傍論において“英米法の下で合法的に逮捕したとき被疑者 (the accused) の身体を搜索し犯罪の果実または証拠を搜索する政府の側の権利は常に承認されていた”ことを認めた。ウィークス判決 (*Weeks v. United States*, 232 U.S. 383, 392)。そのとき以降、そのような搜索は令状主義の例外を構成することが十分に受け入れられてきた。実際、“例外”という表示 (label) はこのような文脈下において時には誤称 (misnomer) である、けだし逮捕に伴う無令状搜索は、令状に従って行われる搜索よりはるかに多く生じているからである。3 *W. LaFave, Search and Seizure*, §5 (b), P.132, and n.15 (5th ed. 2012) を見よ。

そのような例外の存在は1世紀にわたり承認されてきたけれども、その範囲はそれと同じく長きにわたり議論されてきた。2009年の【3】ガント判決 (*Arizona v. Gant*, 556 U.S. 332, 350) (例外の“碁盤編みの歴史 (checkered history)”を指摘する) を見よ。この議論は、警察官が被逮捕者を逮捕時にまたは被逮捕者の近くで発見した財産を搜索できる範囲に集中していた。関連する以下の3つの先例が、そのような搜索を支配するルールを説明している。

最初の1969年の【1】チャイメル判決 (*Chimel v. California*, 395 U.S. 752) が逮捕に伴う現在の搜索の法理の大半の基本原則 (groundwork) を明らかにしている。警察官は同判決において、チャイメル (X) を彼の家の

中で逮捕した、そして彼の屋根裏部屋とガレージを含めた3寝室のある家屋のすべての搜索を開始し、特定の部屋で彼らは、引き出しと内容物にも注目した。

最高裁は、逮捕に伴う搜索の合理性を評価 (assessing) するために次のようなルールを創出した (crafted)、すなわち

“逮捕が行われたとき、被逮捕者が逮捕に抵抗しまたは逃走を容易にするために用いるかもしれない武器を除去するために警察官がその者を搜索するのは合理的である。そうでなければ、警察官の安全が危険になり逮捕それ自体が阻止 (frustrated) されよう。さらに逮捕官憲が、その隠蔽または破壊を阻止するために被逮捕者の身体にある証拠を搜索し差し押さえるのはまったく合理的である。……それ故、被逮捕者の身体および彼の直接支配する範囲 (area) …… ‘この文言を彼が武器の所持を獲得しまたは証拠を破壊する領域と解する’ ……を搜索するのは全く正当である。 *Id.*, at 762, 768.

チャイメルの家屋を令状なしに徹底的に搜索するのは、この例外に該当しなかった、それは警察官の安全を保護するためにまたは証拠の保持のために必要でなかったからである。 *Id.*, at 762-763.

4年後に最高裁は1973年の【2】ロビンソン判決 (*United States v. Robinson*, 414 U.S. 218) において、被逮捕者の身体の搜索の文脈下にチャイメル判決の分析を適用した。警察官は、無効の免許証で車を運転したとしてロビンソンを逮捕した。その警察官はパットダウン搜索 (pat-down search) (服の上からたたいて武器の有無を調べる身体検査) をし、ロビンソンのコートのポケットの中にある何であるか確認できなかったが1つの物を感じた。彼がその物を取り出すと、それはしわくちゃになったタバコの包み紙 (crumpled cigarette package) で、それを空けるとヘロイン14カプセルが入っていた。

控訴裁判所は、この搜索は不合理であったと

結論した。逮捕の理由となった犯罪の証拠をロビンソンがその身体に付けているというのは考えられないし、たばこの包みを取り出しそれを空けるのは保護的な武器の搜索の一部としても正当化できないというのである。当裁判所は、“合法的な逮捕に伴う人の搜索の権限 (authority) を支持する理由の1つが存在するか否か”を判断するために“ケース・バイ・ケースの判断が必要である”という見解を退けてこれを破棄した。当裁判所が説明したように、“合法的な身柄拘束中の逮捕に伴う人の搜索をする警察官の権限は、武器を取り上げて証拠を発見するという必要性に基づいているけれども、裁判所が後に特定の逮捕の状況下に判断できる武器または証拠が被疑者の身体で事実発見されるであろう蓋然性 (probability) に依拠しない、”そうではなく“相当な理由に基づいた被疑者の身柄拘束中の逮捕は第4修正の下での合理的な侵入 (intrusion) である、その侵入は合法であるので逮捕に伴う搜索にはそれ以上の正当化理由は必要でない”というのである。

最高裁は、それ故、たとえ証拠の喪失に関する懸念がなかったとしても、かつ逮捕官憲にロビンソンが武装しているかもしれないという特別の懸念がなかったとしても、ロビンソンの搜索は第4修正の下で合理的な侵入であったと結論した。そのように結論する際に最高裁は、ロビンソンの身体の搜索とその搜索中に発見されたタバコの包みの検査についてはそれ以上の線引きをしなかった。最高裁は単に“合法的な搜索の過程においてしわくちのタバコの包みを見つけたので (警察官には) それを検査する権限があった”と指摘するにとどまった。その2～3年後に、最高裁は、この例外は“被逮捕者の身体に直接かわりのある人の財産”に限定されることを明らかにした。1977年のチャドウィック判決 (United States v. Chadwick, 433 U.S. 1, 15) (200ポンドの錠付き小型トランクは逮捕に伴うものとして搜索できない) は、California v. Acevedo, 500 U.S. 565 (1991) によってそれ以外の理由に基づいて廃止 (abrogated) されたのである。

逮捕に伴う搜索の3つ目 (trilogy) のケースは、被逮捕者の乗り物の搜索を分析した2009年の【3】ガント判決 (前出) で結論を終える。ガント判決は、ロビンソン判決と同じく、警察官の安全と証拠の保持の2つがチャイメル判決の逮捕に伴う搜索の例外の土台にある関心事であることを是認した。その結果として最高裁は、チャイメル判決が警察官に乗り物の搜索をする権限を認めているのは“被逮捕者が (武器の除去で) 安全と確認され (unsecured)、かつ搜索時にコンパートメントの届くところにいたときに限られる”と結論した。しかし、ガント判決は、“逮捕理由である犯罪に関連する証拠が乗り物の中にあると考えるのが合理的であるとき”車の乗客のコンパートメントの無令状搜索のための独立した例外 (のあること) を付加していた。この例外は、チャイメル判決に由来するのではなく、乗り物の文脈という特有の環境に由来するというのである。556 U.S., at 343.

Ⅲ

これらの3つのケースは、逮捕に伴う搜索の法理を、今では諺にいう火星からの訪問者 (proverbial visitor from Mars) であればそれらは人体組織 (human anatomy) の重要な特徴であると結論するほど日常生活の欠かせない一部となっている現在のセルフフォンに、どのように適用するかを判断をわれわれに要求している。ライリー (X) から押収された種類のスマートフォンは10年前には知れ渡っていなかった、今ではアメリカの成人の大多数はそのようなスマートフォンを持っている。Wurie (Y) が2007年に逮捕されて以降人気がなくなったそれほど高性能でない携帯であっても、出回ってまだ15年にもならない。いずれのフォンも、【1】チャイメル判決や【2】ロビンソン判決が審理された2-30年程前にはほとんど想像もつかなかった技術に基づいている。

建国時代から正確な指針を欠いたまま、われわれは一般に、“一方においてそれらが個人のプライバシーを侵害する程度、他方において正当な政府の利益の促進のために必要とされる程

度を評価することにより”一定のタイプの搜索を令状要求（主義）から除外すべきかを判断している。Wyoming v. Houghton, 526 U.S. 295, 300 (1999)。そのような利益衡量（a balancing of interests）がロビンソン判決において逮捕に伴う搜索の例外を支持したのであり、【2】ロビンソン判決の機械的適用が本件争点の無令状搜索を支持することも十分ありうるのである。

しかし、ロビンソン判決の画一的ルール（categorical rule）は物理的物体（physical objects）の文脈において相当な均衡を保っているが、その理由付け（rationales）はセルフォーンのデジタル内容に関してはそのような説得力はない。政府の利益の側面に関し、ロビンソン判決は、【1】チャイメル判決で確認された2つの危険——警察官への危害と証拠の隠滅——はすべての身柄拘束中の逮捕（custodial arrest）に存在すると結論した。搜索〔の対象〕がデジタル・データであるとき、それと比較できる危険はない。加えて、ロビンソン判決は、逮捕の後で個人によって保有されているプライバシーの利益は、逮捕それ自体の事実によって大いに減少していると考えた。セルフォーンは、しかし、膨大な量の個人情報文字通り個人の手中におく。セルフォーンにある情報の搜索は、ロビンソン判決において検討された短い物理的搜索のタイプとはほとんど類似性がない。

われわれは、それ故、セルフォーンにあるデータの搜索に【2】ロビンソン判決を拡大することには応じない（decline to extend）、そしてそれに代えて（instead）警察官は一般にそのような搜索を行う前に令状を獲得しなければならないと判示する。

A

われわれは最初に、【1】チャイメル判決の懸念を順次（in turn）検討する。そのようにする際にわれわれは、逮捕に伴う人の搜索は“武装解除と証拠の発見の必要性を根拠としている”けれども、“特定の逮捕状況において武器または証拠が事実発見されるであろうという蓋然性”にかかわらず合理的であるというロビンソ

ン判決の警告を無視しない。ロビンソン判決が退けた“ケース・バイ・ケース”の判断を要求するよりも、われわれは、逮捕に伴う搜索の原理をこの特定の所持品のカテゴリーへの適用が“チャイメル判決の例外の基礎にある正当化理由からのルールの解放になる（untether）か”を問題とする。【3】ガント判決343頁。Knowles v. Iowa, 525 U.S. 113, 116 (1998)（“警察官の安全への懸念が同一の範囲で存在せず、かつ証拠の隠滅または喪失に対する懸念が全く存在しない場合の状況”に召喚令状の発付（issuances of citations）へのロビンソン判決の拡大に応じない）をも見よ。

1

セルフォーンに記憶されたデジタルデータそれ自体は、逮捕官憲に危害を加えたり被逮捕者の逃走を容易にするための武器として用いることはできない。それが武器として用いられないことを確保するために警察官は、セルフォーンの物的側面——例えばフォンとそのケースの間に安全カミソリの刃が隠されているか——を自由に検査できる。しかし、警察官が携帯の安全を確保して物的脅威を一旦除去してしまえば、フォンのデータは何人に対しても危険とはなりえない。

同じことは多分、ロビンソンのポケットから押収されたタバコの包みについてもいうことができる。警察官が包みを一旦コントロールしてしまえば、ロビンソンがその包みの中味にアクセスできるということはあるまい。しかし、いかに小さいものであるにせよ、何か分からない物理的物体は、身柄拘束中の逮捕という緊張した雰囲気の中に常に危険を生じうる。ロビンソン判決での警察官は、タバコの包みの中にある物体を識別できなかったが、それらがタバコではないことを知っていたと証言した。このことに照らすと、それ以上の搜索は合理的な保護的手段であった。そのような未知の物体はデジタルデータに関しては存在しない。第1巡回区が説明したように、Wurie (Y) のセルフォーンを搜索した警察官はその中に何を見つける

か、すなわちそれはデータであることを正確に知っていた。彼らは、データは彼らに危害を加えないことを知っていたのである。

合衆国とカリフォルニア州の両者は、セルフォンのデータの搜索をすれば、より間接的な方法で、例えば、被逮捕者の共犯者がその現場に向かっていることを警察官に警告することによって、警察官の安全を確保することに役立ちうると主張する。そのような可能性に関し警察官に警告することに政府の強力な利益があることに疑いはない、しかし、合衆国もカリフォルニア州も、彼らの懸念は現実の体験に基づいていることを示す証拠を提示していない。そのような主張は、被逮捕者自身が武器をつかみ逮捕に“抵抗または逃走を容易にするために”それを用いて警察官に抵抗するという【1】チャイメル判決の懸念の拡大を示している。逮捕現場の外部からのそのような脅威は“すべての身柄拘束中の逮捕に潜んで（lurk）いる”のではない。したがって、警察官を保護する際における利益は、全面的に（across the board）令状要求をなしで済ますことを正当化しない。逮捕する警察官憲は、緊急状況下に対するそれのように、特定の事案において特定の方法で危険にさらされうるという範囲で令状要求への個別具体的（case-case specific）な例外を考慮することを介して対処するのがベターである。

2

合衆国およびカリフォルニア州は、主としてチャイメル判決の第2の理由付け、すなわち証拠の隠滅の防止に焦点を合わせる。

Riley (X) も Wurie (Y) も、令状の請求中に警察官は証拠の隠滅を防ぐためにセルフォンを押収し確保できたことを認める。これは相当な譲歩（a sensible concession）である。マッカーサ判決（Illinois v. McArthur, 531 U.S. 326, 331-333）を見よ。警察官がセルフォンを一旦確保すれば、被逮捕者自身がフォンから負罪のデータを削除できるという危険はもはやない。

合衆国もカリフォルニア州も、そうであるに

もかわらず、セルフォンにある情報はデジタル情報にとって特有の2つのタイプの証拠の隠滅——遠方からの消去（wiping）とデータの記号化（data encryption）——を受けやすい（vulnerable）と主張する。遠方からの消去は、ワイヤレスネットワークとつながったフォンが蓄積されたデータを消去するシグナルを受けるときに生ずる。このことは、第三者が遠方からシグナルを送ったり、フォンがある地域に入ったりそこを出るときにデータを消去するときが生じる。消去は、若干の現代のセルフォンがパスワードの保護に加えて用いるセキュリティの特徴である。そのようなフォンがロックされるとき、データは高性能の消去によって——警察がパスワードを知らない限り——電話をすべて“unbreakable”とする。

最初の事柄として、このような証拠の喪失に関する広範な懸念は、自己の手の届かないところにある証拠の隠滅を図ることによって逮捕に抵抗しようとする被告人に焦点を合わせるチャイメル判決とは大いに異なる。遠方からの消去に関し、政府の最初の関心は逮捕現場にいない第三者の行動にある。そしてデータの消去はさらに広範囲である。そこで政府は、逮捕時に証拠を隠滅または破壊しようとする被告人やその仲間による行動とは全く別にフォンの通常のセキュリティ機能に焦点を合わせる。

われわれにはいずれの問題も広く流布している（prevalent）と信じる理由はほとんどない。趣意書は単に逮捕によって誘発された遠方からの消去に関する若干の逸話（anecdotal examples）を提供しているだけである。同様に、データが消去される前に、警察官がパスワードによって保護されているフォンの搜索をする機会は全く限定されている。警察官がロックされていないフォンに出会うというのはありそうにない。ほとんどのフォンはボタンのタッチでロックされる。このことは、なぜ消去の議論が当裁判所での本案の段階まで持ち出されなかったのか、そして控訴審で一切持ち出されなかったのかの理由を示している。

B

逮捕に伴う搜索令状の例外は、不安定な (volatile) 逮捕の状況とかかわりのある高度の政府の利益だけでなく、警察による身柄拘束で減少された被逮捕者のプライバシーの利益にもかかわりがある。ロビンソン判決は、主としてこれらの理由付けの最初のものに焦点を合わせた。しかし、それはまた、逮捕に伴う搜索の例外に対する当時のカードウズ裁判官の歴史的根拠の説明を是認しつつ引用した、すなわち“人の搜索は逮捕と告発の理由が明らかにされたときに適法となる、そして法は被疑者の身体をその物理的支配下 (physical dominion) に置くというのである。” 414 U.S., at 232. 簡単にいうと、ロビンソンの服を上からたたいてそのポケットの中で発見されたタバコの包みを検査するのは、ロビンソンの身柄を拘束する際に行使された政府の重要な権限と比べると僅かな侵入にすぎない。Chadwick, 433 U.S., at 16, n.10 (人の搜索が正当化されるのは一部“逮捕によって生じたプライバシーの期待の減少による”) を見よ。

被逮捕者には減少したプライバシーの利益しかないという事実は、第4修正は全く適用外であることを意味しない。すべての搜索は“人が拘束されているという理由だけで容認できる”ことはない。それどころか、プライバシーにかかわる懸念が十分に大きいとき、被逮捕者の減少したプライバシーの期待にもかかわらず“搜索には令状を必要とする。” そのような1つの例外は、もちろん、【1】チャイメル判決である。チャイメル判決は“人の家屋の上から下までの搜索から生ずるプライバシーの侵入を‘ごく僅か (minor)’として性格付けることを拒否した。”被逮捕者の家屋のすべての搜索は逮捕自体を大きく超えた侵害であったことを理由に、最高裁は令状が必要であると結論したのである。

【2】ロビンソン判決は、被逮捕者の身体から発見された物品の中味に【1】チャイメル判決を適用した当裁判所の唯一の判例である。それ以前の判例で当裁判所は、被逮捕者によって運ばれていたファスナーのついたバッグ (zip-

per bag) の搜索を是認したことがある、しかし最高裁は、逮捕自体の有効性だけを分析したのである。ロビンソン判決およびチャイメル判決を適用した下級審は、被逮捕者によって運ばれていた個人の物品 (item) の搜索を是認した。

合衆国は、セルフフォンに保存されているすべてのデータの搜索はこれらの人の物理的証拠の搜索と“実質的に異なる”と主張する。しかし、それは馬の背に乗るのは月への飛行と異ならないと主張するのと同じである。両者はA点からB点まで行く方法であるが、それらを一括する (lumping them together) のは正当でない。現代のセルフフォンは、1つの類型として、タバコの包みや財布の搜索にかかわりのある懸念とは全く異なる懸念にかかわりがある。被逮捕者のポケットの中味を検査するのは逮捕自体を越えたプライバシーの重要な付加的侵入ではないという結論は、物理的品物に適用すれば認められる (make sense) かもしれないが、その理由付けのデジタルデータへの拡大は、それ自身の理由付けに依拠しなければならない (has to rest on its own bottom)。

1

セルフフォンは、量的にも質的にも被逮捕者の身体に保有されているものとは異なる。“セルフフォン”という言葉それ自体が、誤解を招く短い言葉である。これらの装置の大半はミニコンピュータであり、たまたま電話として使用される能力を有しているにすぎない。それらは容易にカメラ、ビデオプレイヤー、カレンダー、テーブルコーダ、図書、テレビジョン、地図または新聞とも呼ばれうるのである。

現代のセルフフォンの最も顕著な特質は、それらの量り知れない記憶能力 (immense storage capacity) である。セルフフォン以前には、人の搜索は物理的実体 (physical realities) に限られていた、そして一般的な事柄として、ごく僅かなプライバシーを侵害したにすぎなかった。多くの人は、過去数か月間に受け取った各メールを自ら運ぶことはできないし、そのようにするつもりはない。もし彼らがそのようにするの

であれば、すべての写真、読んだ本、【2】ロビンソン判決でのタバコの包み程度のような小さなものでなく、チャドウィック判決（前出）において搜索令状を必要とされたようにトランクを引きずらなくてはならない。

しかし、プライバシーへの侵害があるとされるのは、それがセルフフォンにかかわるのと同じ方法で物理的に限定されるからではない。現在の最も売れているスマートフォンは、16ギガバイトの記憶容量の能力（そして64ギガバイトまで使用できる）を持つのが標準的で、16ギガバイトは数百万の文章（text）、数百万の写真、数百枚のビデオに変換される。20ドル以下の最も基本的なセルフフォンであっても写真、映画、等々を収容（hold）できる。物的使用可能性とデジタル容量との隔たり（gulf）は将来さらに拡大し続けるものと考えられている。

セルフフォンの記憶容量は、プライバシーの種々の結果と結びついている。第1、セルフフォンは1つの場所に多くの異なったタイプの情報を集める——住所、銀行通帳etc.——ので個々の孤立した記録よりはるかに多くの結びつきを明らかにする。第2、セルフフォンの記憶容量は1つのタイプの情報に以前は可能であったよりはるかに多くの情報を伝達できる。個人のプライベートな生活のすべてがデータや場所付きの多くの写真を介して再構成されうる。同じことは財布の中に入っている家族等の写真について言うことはできない。第3、フォンの日付けはフォンの購入日まで戻すことができる。人はMr. Jonesを思い出す1枚の紙をポケットに入れておくことができる。彼は過去数か月前のMr. Jonesとのコミュニケーションの記録をすべて持ち歩く必要はない。

最後に、セルフフォンの特徴として物理的記録にはない広汎性（pervasiveness）の要素がある。人々はデジタル時代以前には日常生活の際に注意を要する個人情報（cache）の保管場所を持ち歩くことはなかった。ある調査によると、スマートフォン使用者のおよそ4分の3はその時間のほとんどを彼らのフォンの5フィート以内にいる、そして12%の人はシャワー中にも

フフォンを利用しているという。被逮捕者を探している警察は10年前には、たまたま日記のような高度に個人的な物（item）を見つけることがあった。しかしそれらの発見はごく稀だった。ところが今は、セルフフォンを持っているアメリカ人成年の90%以上が彼らの生活のほぼすべての側面において日常の平凡事から異性関係に至るまで（from mundane to intimate）デジタル記録を彼らのセルフフォンで所有しているという。Ontario v. Quon, 560 U.S. 746, 760（2010）を見よ。そのような記録を精査することを警察に認めるのは個人的な1、2の物の搜索を認めることとは全く異なる。

セルフフォンに記憶されたデータはその量だけでも物的記録とは異なるけれども、若干のタイプのデータは質的にも異なる。例えば、インターネット検索とデータ・ベースの内容の閲覧（browsing history）はインターネットに結びついたフォンで個人の趣味や関心事——若干の病気——を明らかにできる。歴史的な所旧跡の情報は、多くの標準的スマートフォンで町周辺だけでなく特定の建物の中まで特定の誰かの行動を細部まで再構成できる。ジョーンズ判決（United States v. Jones, 565 U.S.—（2012）（ソトマヨール同調意見）（GPS監視は人の家族に関する詳細な財産、政治的宗教的または性的かわりを反映する人の公的行動についての正確な総合的記録や正確な記録を反映する）を見よ。

セルフフォンのソフトウェアに移動（携帯）電話（mobile phone）を適用すると、人の生活のすべての側面に関する詳細な情報が提供される。アルコールや薬物、ギャンブルの常習性（addiction）、すべての趣味や娯楽のapps（アプリ）、人気のある買物のアップス等そのような処理がフォンでアクセスできる。2つの主要なapps storesのそれぞれに数百万以上のアップスがある。アップ（an app）という文言は今では人気の辞典（popular lexicon）の一部である。平均的なスマートフォンは33のアップスを備えており、それらをつなぐと使用者の生活のモニターが明らかとなりうる。

1926年にハンド裁判官はその意見（後にチャ

イメル判決で引用された)の中で“人のポケットを搜索してそこに含まれていたものを彼に不利に用いることは彼に家を洗いざらいに搜索して (ransacking) 彼の不利なものを発見するということとは全く異なる”と指摘した。しかし、ポケットにセルフフォンがあれば、そのことはもはや真実ではない。実際、セルフフォン搜索は家の完全な搜索以上のものを典型的に政府に提供することになる。フォンはデジタルの形で以前に家屋で発見された多くの重要な (sensitive) 記録を含んでいる。それだけでなく、もしフォンがなければどのような形で家の中で決して発見されなかった広汎なプライベートな情報をも含んでいるのである。

2

問題のプライバシーの利益の範囲を越えてさらに複雑にしているのは、多くの使用者が現代のセルフフォンで見るデータは、事実、機械それ自体に記憶されていないことである。セルフフォンの内容を逮捕に伴って搜索される容器 (container) として取り扱うのは、最初の問題としてやや曲解 (strain) することになる。ベルトン判決 (New York v. Belton, 453 U.S. 454, 460, n.4 (1981) (コンテナを他のものと保有できるものとして記述する) を見よ。

しかしこの類似性は、セルフフォンがどこか他の場所にあるデータにアクセスするために用いられるとき完全に崩壊する (crumbles)。このことはまさにセルフフォンが増々コンピュータの重なり (cloud computing) を利用することによって意図的にしていることである。このようなコンピュータの操作 (Cloud computing) は、遠隔地にあるサーバーに記憶 (stored) されたデータを表示するためにインターネットに結びつけられた装置である。セルフフォンの利用者はしばしば、特定の情報がその装置または cloud の中に記憶されているかを知らないの一般的な相違はない。

合衆国は、このような問題を認識しているけれども、その提案する解決策は明確でない。合衆国とカリフォルニア州は、若干の状況下に令

状なしのセルフフォン搜索を認めるために種々の最低基準の選択肢 (fallback options) を提案する、しかしいずれの提案も欠陥があり画一的なルール (categorical rule) を介して法執行に明確な指針を提供するという一般的な優先 (preference) 策と矛盾する。

合衆国は、まず最初に、セルフフォンの搜索の範囲を被逮捕者の身体または警察官の安全に関して情報が発見されるであろうと警察官が合理的に信ずる場所に限定するルールを提案する。この提案も警察官への有意味な制約をほとんど課していない。提案されたカテゴリーは大量の情報を得ることになろうし、警察官はいかなる情報がどこで発見されるのかを前以て必ずしも常に認識できない。いずれにせよ、ガント判決の基準はセルフフォンの搜索にかかわるとき実質的な限定とはならないのである。

われわれはまた、Yの事案でしたように、電話の履歴を搜索できるとすべきであるとの提案も退ける。合衆国はSmith v. Maryland, 443 U.S. 735 (1979) (特定のcallerについてダイヤルされた番号を確認するために電話会社にペン・レジスターを用いるのに令状は不要と判示した) に依拠する。しかし最高裁は同事件において、ペン・レジスターの使用は第4修正の下での搜索ではないと判示したにとどまる。本件では警察官がYのセルフフォンの搜索に従事していたことに争いはない。さらに履歴はYの事件での“私の家”のラベルのように個人に加えられた典型的に電話番号以上のものを含んでいる。

IV

われわれは、われわれの本日の判断が犯罪と闘争する法執行の能力にインパクトを与えることを否定することはできない。セルフフォンが犯罪企画 (criminal enterprises) のメンバーの間での活動機能 (coordination) とコミュニケーションを容易にする重要な道具になっていることは否定できないのである。プライバシーはコストがかかる (privacy comes at a cost)。われわれの判示は、もちろん、セルフフォン上の情報は搜索を免れるというのではない、そうではなく、

たとえ逮捕に伴うものとしてセルフフォンが押収されるときであっても、そのような搜索の前に令状が一般に必要なというだけのことである。

われわれの判例は、令状の要求は警察の効率の要求にいかほどのかの“重み”という不便を課すだけでなく、歴史的にわれわれの政府の機能の重要な基礎部分（working part）であることを是認してきた。クーリッジ判決（Coolidge v. New Hampshire, 403 U.S. 443, 481 (1971)）。ここで議論したのと類似の技術の進歩はより効果的な令状自体の獲得を容易にしている。

さらに逮捕に伴う搜索の例外は、セルフフォンに適用されなくても、他の判例による例外は特定のフォンの搜索を正当化しうる。十分に是認されている一つの例外である“状況の緊急性”は、法執行の必要性がきわめて重要であり第4修正の下で無令状搜索が客観的に合理的であるとき適用される。Kentucky v. King, 563 U.S. (slip op. at 6)。そのような緊急性は各事案での証拠の即座の隠滅を防止し、逃走する被疑者を追跡し、重大な傷を負いさし迫った傷害のおそれがある人を助ける必要性を含む。例えば、チャドウィック判決（前出）において、最高裁は、逮捕に伴う搜索の例外は問題のトランクの搜索を正当化しないと判示したが、警察官は荷物に爆発物のような即座の危険な道具（instrumentality）が含まれていると信じる理由があれば、荷物を開けずに警察署までそれを運ぶというのは馬鹿げていると指摘していた。決定的なポイントは、逮捕に伴う搜索の例外のようなものでなく、緊急性の状況が各個別事件において無令状搜索を正当化するかである。

× × ×

われわれの判例は、植民地時代の犯罪活動の証拠の無制限の搜索に際し家中を引っかき回す（rummage）ことをイギリスの官吏に認めた“一般令状”や“臨検令書（units of assistance）”に対する憲法制定者の世代の非難（reviled）に第4修正が誘発されたことを認識してきた。このような搜索への反対が、事実、革命時代の背

景下に推進力の一つであった。1761年に愛国者 J. オーティス（James Otis）は、ボストンにおいて臨検令状の使用を非難する演説をした。若い J. アダムズ（John Adams）がその場にいた、そして彼は後に、群衆のすべての人が私についてきた（go away）ように思われた、そして私が回想したように、臨検令状に反対するために武器を手にする用意があったと書いている。アダムズによると、オーティスの演説は英国の専断的主張に反対する最初の場面だった。そこで初期のアメリカの独立（child Independence）が誕生したというのである。

現代のセルフフォンは、単なる技術的装置でない、それには多くのアメリカ人の生活のプライバシーが含まれている。今の技術によれば、そのような情報を運ぶことを各人に可能にしているという事実は、憲法制定者がそのために闘った保護を価値なきものとししない。逮捕に伴って押収されたセルフフォンを搜索する前に警察は何をしなければならないかの問題へのわれわれの回答は、したがって実に簡単である——令状を獲得せよということである。

われわれは No.13-132 でのカリフォルニア州控訴裁判所の判決を破棄し本件と矛盾しないさらなる手続きのために差し戻す。われわれは No.13-212 での第1巡回区の判断を維持する。以上のように命令する。

【アリト裁判官の一部同調意見】 （略）

【研究】

1 本判決は、いずれも適法な逮捕に続く無令状搜索によって押収された携帯電話のデジタル情報に基づいて発見された銃やコカインなどの証拠物の許容性につき合衆国憲法第4修正の令状主義に違反するかが争われた2ケースにつき、カリフォルニア州最高裁の先例に従ってこれを肯定した第1ケースについてはこれを破棄し、携帯電話は逮捕に伴う無令状搜索が認められている従前の物的所有物とは異なるとしてこれを否定した第2ケースについてはこれを支持したものである。

2 1791年の合衆国憲法第4修正は、“不合理な搜索および逮捕・押収 (unreasonable searches and seizures) に対し、身体、住居、書類および所持品 (effects) の安全を保障される人民の権利は、これを侵してはならない。令状は……相当な理由に基づいてのみ……発せられなければならない”と規定する。このいわゆる令状主義の“例外”の一つが本件で問題となった適法な逮捕に伴う無令状搜索 (warrantless search incident to lawful arrest) である。本判決が指摘するように“例外 (exception)”というのはむしろ誤称 (misnomer) である。「逮捕に伴う令状によらない搜索・差押えはきわめて多用されている。大都市では年間数千件に達するがそのうち令状によるものは2〜30件にすぎない」と早くから指摘されていたのである。そして本判決によると、無令状搜索の範囲は警察官が被逮捕者を逮捕時または被逮捕者の近くで搜索できる範囲に集中しており、【1】チャイメル、【2】ロビンソン、および【3】ガントの3判決 (いずれも前出) がそのような無令状搜索を支配するルールを明らかにしているという。

以下、ひとまず判決文に即して補足しつつ3判決の事実と判旨を順次簡単に検討しておく。

【1】チャイメル判決 (1969年3月27日)

本判決は、コイン・ショップへの侵入盗の疑いで警察官が被告人の自宅で逮捕状を執行した際に“家の中を見たい”との要請が拒否されたにもかかわらず逮捕に伴うものという理由で自宅全体を搜索し発見されたコインなど多数の物品が証拠として許容され有罪とされた事案につき、逮捕は有効であるとしてもその後の本件におけるような家屋全体の無令状搜索は逮捕に伴うものとして正当化できないとしたものである。

【事実】

関連事実に本質的な争いはない。1965年9月13日午後、3人の警察官 (Pら) はコイン・ショップ侵入盗 (burglary) で逮捕を認める令状を取りカリフォルニア州サンタアナにあるチャイ

メル (X) の自宅に赴いた。Pらはドアをノックし応対したXの妻に警察であることを明かし中に入ってよいかと尋ねた、彼女はPらを中に入れたので、PらはXが仕事から帰宅するまでの10〜15分そこで待機していた。Xが戻ると警察官の1人が彼に逮捕状を示し家の“中を見る (look around)”許可を求めた。Xが拒否したにもかかわらず、Pらは適法な“逮捕状を理由に”搜索を開始した。搜索令状は発付されていなかった。

PらはXの妻に伴われて、屋根裏部屋、ガレージ、および小さな仕事部屋を含む3寝室のある家のすべてを調べた。若干の部屋での搜索は比較的簡単だった。しかしPらは、主寝室と裁縫室ではXの妻に“引き出しを空けてその中味が侵入盗で得た物品であるかを吟味できるように端から端まですべて見せるように命じた。”搜索を終えた後Pらは、多くの物品——コインのほか若干のメダルやトークン (token) など——を押収した。この搜索は終るまで45分から1時間を要した。

Xの侵入盗の2訴因の公判で、彼の家から押収された物品が憲法に違反して押収されたとの異議申立てにもかかわらず証拠として許容された。有罪判決はカリフォルニア州控訴審およびカリフォルニア州最高裁によって支持された。両裁判所はいずれも、逮捕状を裏付ける宣誓供述書は曖昧で無効であるとのXの主張を受け入れた、しかし逮捕官憲は令状を“善意”で入手しXを逮捕するのに十分な情報を得ていたので逮捕は合法的であったと判示したうえ、Xの家の搜索は有効な逮捕に伴うものであり搜索令状がないとしても正当化されると判示した。これに対し合衆国最高裁は、Xの重要な憲法上の主張を検討するために上告受理の申立てを容れたのが本件である。

【判示】

われわれは、Xの逮捕は憲法の下で有効と判示したカリフォルニア州裁判所は正しかったという仮定に基づいて議論を進める。このことはXの家屋全体の無令状搜索が逮捕に伴うものと

して憲法上正当化できるかの問題に直接言及することを要求する。この問題に関する当裁判所の判断は、簡単に検討しただけでも、完全に一致しているとは到底言えない状況にある。(at 755.)

カリフォルニア州が本件において主として依拠する1950年のラビノウィッツ判決 (*United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56) において連邦当局は、被告人が偽造切手を取引しているとの情報を入手した。この情報に基づいて当局は、彼の逮捕状を入手し彼のワンルームの事務所で執行した。逮捕時に捜査官は、“事務所にあった机、金庫、およびフィルム・キャビネットをおよそ1時間半ほど” 搜索し偽造切手573枚を押収した。切手は被告人の公判で証拠として許容された、そして当裁判所は、無令状搜索は違法であったという被告人の主張を退け彼の有罪を支持した。当裁判所は、搜索の全体が“犯罪に関連するものを見つけ押収する権利”を当局に与える原理の範囲内であると判示した。そして法廷意見は、“搜索令状を獲得するのが合理的であるかではなく、その搜索が合理的であったかである”と述べたのである。

ラビノウィッチ判決は、とりわけ、“適法な逮捕に伴う”無令状搜索は被逮捕者の“占有 (possession)”または“管理 (control)”する場所に一般に及ぶとの命題を明らかにした。そしてカリフォルニア州裁判所が本件での申立人 (X) の家屋全体の搜索を是認したのは、かかる前提に立脚していた。同原理は、しかし、少なくとも本件でカリフォルニア裁判所によって適用された広義において歴史的にも理性的 (rational) にも十分な分析に耐えるものでない。

たとえその事実に限定したとしても、ラビノウィッツ判決は、すでに見たように、疑う余地のない先例に依拠していたとは到底言えない。同判決の反対意見においてフランクファータ裁判官が述べているように、1914年のウィークス判決 (*Weeks v. United States*, 232 U.S. 383) に含まれている“ヒント”は、説得的な正当化理由なしに、“漠然と (loosely) 傍論となり最終的に判決に格上げ (elevated) された。” 339

U.S. at 75. そしてその後のいくつかの判決で採用されたアプローチはラビノウィッツ判決裁判所によって実質的に無視されたのである。

また申立人の家屋の搜索を支持するために本件で州によって求められている理由付け (rationale) も、第4修正の背景および趣旨の道理に基づいた見解 (reasoned view) による裏付けがない。フランクファータ裁判官がラビノウィッツ判決の反対意見で賢明にも、第4修正の“不合理な搜索・逮捕押収 (unreasonable searches and seizures)”という記述は“その文言を生み出した歴史”——革命の主要な原因の一つとして英領植民地によって深く刻み込まれていた濫用”の歴史——に照らして解釈されなければならないと指摘していた。339 U.S., at 69. 第4修正はその大部分が、植民地住民に非常な疎外感をもたらした (alienated) 独立運動を早めることになったいわゆる一般令状および無令状搜索への反撥によるものであった。 *Boyd v. United States*, 116 U.S. 616, 624-625, *Weeks*, 232 U.S., at 389-391 を見よ。それ故、第4修正の成り立ち (scheme) において“相当な理由に基づいて発せられた令状によるのでない限り”という要求は決定的役割を果たすのである。

われわれは先の開廷期のテリー判決 (*Terry v. Ohio*, 392 U.S. 1) において、“警察は、実施可能なときはいつでも、令状手続きを介して搜索および逮捕押収の裁判所の許可を事前に獲得しなければならない、”そして“搜索の範囲は当初に許可された状況に厳格に限定されなければならない”ことを強調した。同判決の“停止させて捜検 (stop and frisk)”するケースにおいて警察官によって行われた搜索は同テストの下で支持された、けだし、それは“武器を探しての保護的……搜索”にすぎなかったからである。”しかし、争点類似事件であるサイブロン判決 (*Sibron v. New York*, 392 U.S. 40) においてわれわれは、同一の基準を他の事実関係の下で適用し、被疑者のポケットの中に手を入れた警察官の行為は保護的目的物に限定する動機付けもなくそれに限定されていなかったと判示し、それとは異なる結論に達した。むしろ当該

搜索は、薬物を発見するために——事実それは発見されたが——行われたというのである。

類似の分析が“逮捕に伴う搜索”の基礎であり、かつその適切な範囲を示している。逮捕が行われるとき、被逮捕者が逮捕を免れまたは逃走を容易にするためにそれを使用しようとする武器を除去するために逮捕官憲 (arresting officer) が被逮捕者 (の身体) を搜索するのは合理的である。そうでないと警察官の安全は危険となり、かつ逮捕自体が失敗 (frustrated) しかねないからである。さらに、逮捕官憲がその隠蔽 (concealment) または破壊を防止するために被逮捕者の身体にある証拠を搜索・押収することは全く合理的である。そして被逮捕者が武器または証拠となるものをつかむために手の届く範囲も類似のルールによって支配される。

しかしながら、逮捕が行われる部屋以外を日常的に搜索する——その部屋に隠されまたは閉じられている机の引き出しなどを徹底的に搜索する——ことにはそれと比較できる正当化理由はない。そのような搜索は十分に是認される例外にあたらない場合、搜索令状の権限の下においてのみなされるのである。

これがプレストン判決 (Preston v. United States, 376 U.S. 364) でのわれわれの判断の基礎にあった原理である。同事件で3人の男が駐車中の車の中で逮捕された、車はその後ガレージまで引かれていき、警察によって搜索された。われわれは、それは適法な逮捕に伴うものであったとの主張にもかかわらず、第4修正の下で当該搜索は違法であったと判示した。われわれの理由付けは簡単だった、すなわち

“[逮捕と] 同時の搜索を認めるルールは、例えば、犯罪の証拠の破壊——武器または証拠が被疑者の身体またはその直接の管理下にある場合に容易に生じうる——を防止する必要性によるのと同様、警察官への攻撃のためにまたは逃走を容易にするために用いられうる武器その他を押収する必要性によって正当化される。しかし、このような正当化理由は、搜索が逮捕から時間または場所において遠く離れている (remote)

場合には存在しないのである。” at 367.

同一の基本的原理は、先の開廷期でのサイプロン判決でのわれわれの法廷意見において反映されていた。

本件において人が家で逮捕された時にその家を搜索するのは“合理的”であると主張されている。しかし、このような主張は警察の行動の受容に関する主観的見解に依拠しているだけで、第4修正の利益にかかわる問題に依拠していない。“繰り返されている搜索の合理性の問題”は“事実および状況——事件の全体の状況——”に依拠しているけれども、これらの事実および状況は確立した第4修正の原理に照らして検討されなければならないのである。(at 762-765.)

健全な第4修正の原理を本件の事実に適用すると、明確な結論が生み出される。本件での搜索は、申立人の身体から遠く離れたところで行われ、かつ彼に不利な証拠として用いられうる武器等をつかみうる範囲内のものではなかった。搜索令状のない場合に、搜索をその限定された範囲以上に拡大する憲法上の正当化理由はない。本件搜索の範囲は、それ故、第4修正および第14修正の下で“不合理”であったので申立人の有罪判決は支持できない。(at 768.)

【ホワイト裁判官の反対意見】(ブラック裁判官参加)

“逮捕に伴う”搜索の基準ほど過去50年以上も憲法上の基準が変化 (shifting) した法領域はほとんどない。この領域において少なくとも4回もの主要な変化がみられるため不安定性が顕著である。本日の判決は時期尚早の5番目 (untimely fifth) の判決である。私見によれば、当裁判所はいま古いルールを廃棄すべきではない。(at 770.)

本件は、すでに警察官に搜索する相当な理由があり、かつ彼らが令状を持って現場に戻る前に彼らが合理的に搜索できる物品が除去される明確な危険がある時に、警察官に逮捕の現場を立ち去ることを要求するのは不合理であるとする

る私見の適切な例証である。申立人 (X) は、その有効性が下級審で吟味される前に——私はその逮捕は有効であると考えている——自宅で逮捕された。Xを逮捕するだけでなく彼の車を搜索する相当な理由があったのは疑いない。彼は遠回しに (obliquely)、隣人および店の所有者に侵入等を犯したことを認めていた⁴⁾。隣人はXの家の中に他の盗品のあったのを見ていたという事実からすれば、盗まれたコインのために家屋を搜索する令状を獲得する相当な理由が警察官にあったのは確かである。さらに、もし警察官がXを逮捕し彼を警察署に連行後に令状を取得して戻ると、Xの多弁な性質から強盗事件について知っていたに違いないXの妻がコインを他の場所に移したこともきわめてありうることである。(at 774-775.)

脚注4 コイン店への侵入盗の前に申立人 (X) は、店のオーナーに大きな強盗を計画していると告げたり、店の警報装置やオーナーの保険や最も貴重なコインの場所について尋ねていた。Xは侵入盗の前日、店の周辺を歩き回っていた。侵入盗の後でXは店のオーナーに電話をかけて自ら強盗を仕組んだのではないかと彼を非難していた。強盗事件の後でXは同じ隣人にコイン店に押し入ろうとしたが中止した等と話していた。隣人はその前にXの家の中にタイプライターが山と積み上げられているのを見たことがあった。“新品 (hot)” かと尋ねられるとXは新品も新品で3ドル以上のもの (hotter than a \$3-bill) と答えていた。新聞でコイン店での侵入盗を知った隣人は警察に通報したのである。

逮捕に伴う搜索を検討する際に、当事者対抗手続きの下で搜索に対する相当な理由を争う即時の機会があることを記憶しておかなければならない。被疑者は現場の立会いによって搜索を告知されており、かつ逮捕されていたので間もなく彼の権利を説明できる人と接触するために引致される。そのような逮捕は相当な理由に基づいてのみ行われる、そして司法官憲 (judicial

officer) の下で相当な理由が吟味され、そしてそのとき以降、当裁判所は、身柄拘束した被疑者への質問を開始する前に、弁護人の援助を受ける権利を告知することを要求している。Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966); Orozco v. Texas, 394 U.S. 324 (1969)。

被逮捕者はほぼ同時に、全面的な当事者主義の下で、逮捕の合理性と即時の搜索について争いかつ判断する弁護人と裁判官を提供される。私は、逮捕と同時の搜索の合憲性を支持したい。逮捕および搜索の相当な理由があり、証拠の破壊にかかわる緊急の状況があり、その後まもなく相当な理由を十分に争う機会があるからである。本件での搜索は合理的だった。(at 782-783.)

【2】ロビンソン判決 (1973年12月11日)

本判決は、運転免許証を更新中に運転していた被告人を適法に逮捕したベテラン捜査官が被告人の身体を搜索する過程でポケットに手を入れヘロインを含んだタバコの包みを発見したためヘロインの所持および隠匿で有罪とされたところ控訴審が第4修正違反を理由にこれを破棄した事案につき、これを破棄したものである。

【事実】

1968年4月23日午後1時頃、15年の経験を有するベテランのR・ジェンクス捜査官はコロンビア地区の8番とC通りのインターセクション近くで1965年型キャデラックを運転している被上告人 (X) に気付いた。ジェンクス (P) は4日前のXの免許証のチェックの結果としてXは免許証の更新中に車を運転していると信じる理由があると判断した。Pは、自動車の停止を命じ、Xはこれに従った、そして同乗の3人全員が車から出てきた。この時点でPはXに、不実記載 (misrepresentation) によって免許証を獲得し更新後に車を運転していたことを理由に逮捕するとXに告げた。ジェンクスにはXを逮捕する相当な理由があり、かつ全面的に身柄を拘束して逮捕した (effected a full-custody arrest) ¹⁾ ことは控訴裁判所によって前提とされていた、そし

て本件で被上告人によっても認められている。

脚注1 控訴裁判所は、地方裁判所で行われた種々の手続きでの事実の提示には間違いがあると指摘した。弁護人は、Xには麻薬関連で2件の有罪判決があるのでPはXの犯罪歴の調査からそのことに気付いていたであろうことを強調した。他方、ジェンクスは、運転免許証の生年月日と彼に示された選抜徴兵 (selective service) の生年月日に相違があると考えていた。

われわれは、本件の目的にとってXがある犯罪で合法的に逮捕され、かつジェンクスが逮捕に続いてXの身体を拘束したのは確立した警察署の実務から逸脱していないと考える。

警察署の指図 (instructions) で記述されている手続きに従って、ジェンクス (P) は、被上告人 (X) の搜索を開始した。彼はその後の手続きにおいて、Xと“向き合い (face-to-face)” (その) 両手をXの上に置き、私の右手をこのように (と示しながら) 彼の左胸に置き、このように [右手で] 彼の身体をたたき始めた。Pは、Xが着ていた重いコートの左胸のポケットの中に物体 (object) のあるのを感じたと説明したが、それが何であるかを告げることはできない、またその大きさがどの程度であったことも実際に告げることはできないと証言した。PはXのポケットの中に (手が) 届いたのでその物体を取り出すと、それはしわくちゃになったタバコの包み (package) であることが判明した、すなわち“私はタバコの包みを感じたときその中に何か物体を感じたがそれが何であるか分かりません……それらがタバコでないことは知っていました。”

ジェンクス (P) はタバコの包みを開いた、そして4個のゼラチンカプセルの白い粉——彼はそれはヘロインと考え、そして後にヘロインであることが判明した——だった。Pは被上告人 (X) の搜索を続け、ポケットの中まで搜索した。Xから押収されたヘロインは、公判で証拠として許容され彼は有罪を言い渡された。相対的多数意見と反対意見 (3人の裁判官が同調)

は、有効な逮捕に続いて人の搜索をする警察官の権限に関し包括的な検討をした。われわれは、本件でPによって行われた搜索は第4修正によって課せられた限界を越えていると判断し、控訴裁判所の判断を破棄する。

【判示】

I 適法な逮捕に伴う搜索は、第4修正の令状主義 (warrant requirement) への伝統的な例外であることは十分に確立している。この一般的な例外は、歴史的には2つの異なった命題に公式化 (formulated into two distinct propositions) されてきた。第1は、適法な逮捕に基づいて被逮捕者の身体 (person) を搜索できる。第2は、搜索は被逮捕者の管理 (control) 内の範囲で行なうことができる。

当裁判所の従前の判断を調査すると、これらの2つの命題はすべて異なって取り扱われてきたことが分かる。適法な逮捕に伴う身体の搜索の有効性は、その最初の明確な判示 (enunciation) から確立しているとみなされてきた、そして現在のケースまでほとんど争われていない。第2の命題の有効性は、同様に原則的に認められているが、搜索できる領域の範囲 (extent of the area) に関し様々の解釈の対象とされてきた。第4修正に違反して獲得された証拠の排除を要求するルールは1914年のウィークス判決 (Weeks v. United States, 232 U.S. 383) において初めて宣言されたのであるから、当裁判所の搜索・逮捕押収のほぼ全てがその時以降に発展してきたことが理解できるのである。ウィークス判決において当裁判所は、適法な逮捕に伴う搜索の有効性を是認することを明らかにした。

ウィークス判決の11年後に言い渡された1925年のアグネヨ判決 (Agnello v. United States, 269 U.S. 20) は、適法な逮捕後の搜索の有効性の無条件的な是認 (categorical recognition) を繰り返した。

適法な逮捕に伴う搜索にかかわる当裁判所の第2の命題——被逮捕者の身体を越えて許容できる範囲——に言及した一連の判例を通じて、

被逮捕者の身体を搜索する逮捕官憲の権限に関して疑問が表明されたことはなかった。例えば、1950年のラビノウィッツ判決（*United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56）、1969年のチャイメル判決（前出）等。適法な逮捕に伴って許容できる搜索の範囲に関するラビノウィッツ判決（等）を変更した【1】チャイメル判決において、被逮捕者の身体を搜索する権限が再び全面的に是認された。チャイメル判決3年後の1972年のアダムズ判決（*Adams v. Williams*, 407 U.S. 143）においてわれわれは、武器所有の告発に関して逮捕後に被告人の身体から獲得されたヘロインの搜索の有効性を支持した。先の開廷期の *Cupp v. Murphy*, 412 U.S. 291, 295においてわれわれは、有効な逮捕に伴う搜索の権限に関する伝統的な指摘を再び確認した。

“逮捕が行われるとき被逮捕者が抵抗または逃走を容易にするために用いるかもしれない武器を除去するためにその隠匿または破壊を防ぐために逮捕官憲がその者の搜索をすることは合理的である。そうでないと警察官の安全が危険となり、逮捕自体も失敗するからである。さらに逮捕官憲が被逮捕者の〔所持する〕証拠を搜索・押収することは全く合理的である。それ故、広く述べられているルールおよびその理由は、ウィークス判決以降およそ60年前から当裁判所の判決において繰り返し確認されてきた。判例での指摘は、単に令状主義の要件の例外の文言で述べられているだけでなく搜索する積極的な権限の文言で述べられているので、そのような搜索はまた第4修正の合理性の要求をも満たしていることをそれらは明らかにしているのである。

Ⅱ 控訴裁判所は本件で、被疑者を逮捕した後であっても、警察官は、通常、その被逮捕者（the prisoner）を全面的に搜索（fully search）することはできないと判断した。上衣の限定的な搜検（frisk）をして、そのような限定的な搜検の結果として被疑者が所持していると合理的に信ずることができ、かつ確認できるそのような武器だけが除去できるとしなければならないというのである。1968年のテリー判決（*Ohio v. Terry*,

392 U.S. 1）は、逮捕する相当な理由とはいえない理由に基づいて職務質問のための停止（investigative stop）に伴う搜検を取り扱っていることを認めつつ同判決での原理はその免許証の更新中の運転での逮捕にも適用（carried over）すべきであると考えた。被逮捕者の搜索で獲得されるそのような犯罪についてはそれ以上の証拠はないであろうから、武器を求める搜索だけが正当化できると判示したのである。テリー判決は、相当な理由に基づいた逮捕に関連したものではなかったのであるからそれは相当な理由なしに行なうことが認められる武器のための“保護的搜検”をすることだけを認めたのは明らかである。Id. at 21-22, 24-25. 当裁判所の法廷意見は、“逮捕に伴う搜索と限定的な武器の搜索の間には目的、性格および範囲において相違”があると明示に認めていた。テリー判決は、それ故、当裁判所が相当な理由なしに認められる、停止・搜検（stop-and-frisk）の搜索に課した制限に適用される根拠にはならない。控訴裁判所はまた、テリー判決と争点類似事件であるピーターズ判決（*Peters v. New York*, 392 U.S. 40, 66）の文言にも依拠する。同判決で当裁判所は、ピーターズを逮捕する相当な理由があったから警察官は彼を搜索する権限があったと判示した。ピーターズ判決の文言は【1】チャイメル判決で是認しつつ引用されているが、逮捕官憲には被逮捕者の身体を搜索する伝統的で無条件な権限があるとする判例の説明がその前になされている。われわれは、以前に述べた当裁判所の指摘に照らして検討すると、テリー判決もピーターズ判決も控訴裁判所が本件において構成した（fashioned）種類の権限を正当化しないと考える。

Ⅲ 逮捕に伴う搜索の無条件の権限の存在を肯定する当裁判所のほぼすべては、傍論（dicta）である。それ故、控訴裁判所によって本件で課せられた種類の制約は第4修正の起草者によって、またはウィークス判決以前に下された判決において是認されていたかを検討するために歴史および実務へのこれ以上の検討をしても先例拘束性（stare decisis）の原理に反しないことになる。ブラックストーンやハウムズのコモンロ

ーに関する著書はこの問題に関して沈黙している。

控訴裁判所は、適法な逮捕に伴う全面的 (full) 搜索の権限を支持する唯一の理由は証拠または果実の発見の可能性であると判断した。被上告人が告発されたそのような犯罪の事案での証拠または果実はありえないと結論した控訴裁判所は、いかなる保護的搜索であっても逮捕する相当な理由のない搜索に対しテリー判決で下された条件によって限定されなければならないと判示した。テリー判決は2つのタイプの搜索の相違を明確に認識していたという事実とは全く別に、われわれは控訴裁判所に同意しないさらなる理由があると認める。ウィークス判決に遡る当裁判所の長年の判例やこの国およびイギリスにおける実務の歴史から確かめられるのは、そのようなケース・バイ・ケースの判断が要求されていないことである。

逮捕した被疑者の身柄をどこでどのようにして搜索するかに関する警察官の判断は、当然に素早いその場での判断が必要であるので第4修正が要求していないことである。適法な拘束中の逮捕に伴う身体を搜索する権限は、武装を解除し証拠を発見する必要性に基づいたものである、しかし裁判所が特定の逮捕状況において武器または証拠が被疑者の身体から事実発見されるであろう蓋然性があるかを後に判断することに依拠しない。相当な理由に基づいた被疑者の身柄拘束中の逮捕は、第4修正の下での合理的侵入である。侵入は適法であるので逮捕に伴う搜索にはそれ以上の正当化理由は必要でない。搜索する権限を確定するのは適法な逮捕という事実であるので、われわれは、適法な身柄拘束中の逮捕の事案において身体の合理的搜索は第4修正の令状主義の例外であるだけでなく第4修正の下での“合理的”な搜索でもありとも判示する。

Ⅳ 本件での被上告人の身体の搜索は警察官ジェンクスによって行われた、そして彼から押収されたヘロインは確立した第4修正の下で証拠として許容された。搜索の権限が生じたのは

身柄拘束中の逮捕という事実であったので、ジェンクスが被上告人に関する主観的な不安を感じることも被上告人が武装していることを疑わなかったということも重要でなかった。適法な搜索の過程でしわくちゃになったタバコの包みに気付いたのであるから、彼にはそれを調べる権限があった。その結果ヘロイン入りのカプセルが見つかったとき、彼にはそれらを犯罪行為の“果実、道具、禁制品”としてそれらを押収する権限があったのである。Adams v. Williams, 407 U.S., at 149.

控訴裁判所の判決は破棄される。

【マーシャル裁判官の反対意見】(ダグラス、ブレナン裁判官参加)

多数意見のアプローチは、第4修正の下での搜索・逮捕押収の合理性に関するケース・バイ・ケースの古くから確立している判断から明白な逸脱を示している、または多数意見の理由付けはこれらの基本的原理と矛盾していると考えるので私は反対する。

1968年4月19日に警察官R. ジェンクスは“日常的検問所”といわれているコロンビア地区のインターセクションで被上告人(X)の運転するキャデラックに停止を命じた。そのときジェンクスは、Xの仮免許証、自動車登録証、および選抜徴兵制の登録カードを調べた。免許証に記載されていた生年月日1938年と選抜徴兵制カードにある生年月日“1927”年の相違につき警察の交通記録を調べると、免許証は1927年生まれのWillie Robinson Jr.に発行されたが、それは取り消され (revoked) ており、仮免許証が1938年生まれのWillie Robinsonに発行されていた。取り消された免許証と仮免許証申請の写真是同一人物——4月19日の通常検問所でジェンクスによって停車させられた人物——であるのは明らかだった。この問題を自ら調査したので、ジェンクスにはXがコロンビア地区自動車法典の規定に違反していると信ずる相当な理由があった。4日後の1968年4月23日、パトカーで勤務中のジェンクスとそのパートナーは同一の車を運転している被上告人に気付いた。彼らはXの

車にパトカーを寄せ、停止するように命じた。Xは直ちにこれに応じた。ジェンクスはXに免許証と登録証を見せるように求めた。4月前と同じものであったので逮捕すると告げXを搜索した。

本件においてジェンクスによって行われた搜索は、危害から彼を保護または被上告人の逃走を防ぐために合理的に必要とされることから大きく逸脱していた。それ故、私見によれば、逮捕に伴う第4修正の令状主義の例外に適切に引かれている範囲から大きく逸脱していたのであるから、私は、搜索の果実はXの公判で排除されるべきであったと判示した控訴審の判決を支持したい。

【3】 ガント判決（2009年4月21日）

本判決は、運転免許停止中に車を運転したとして逮捕しパトカーに乗せて施錠した後で捜査官が被告人の車を搜索し床にあったジャケツのポケットからコカインを発見し地裁が薬物犯罪で有罪としたところカリフォルニア州最高裁が本件無令状搜索は第4修正の不合理的な搜索に当たるとして有罪判決を破棄した事案につき、5対4で原カリフォルニア州判決を支持したものである。

なお、法廷意見——スカーリア、トマス、およびギンズバーグ裁判官が参加——の執筆はスティブンズ裁判官である。

【事実】

I ある住宅で薬物が密売されているとの匿名情報を得て捜査官グリフィン（P）とリード（Q）の2人は1999年8月25日、その住宅に赴きドアをノックしオーナーと話したいと述べた。応対したガントは名前を明らかにした後で、オーナーは間もなく帰ってくると述べた。捜査官（P、Q）はその住居を立ち去り、記録と照合したところ免許中の運転でガントに逮捕状が出ていることが判明した。捜査官が間もなく住宅に戻ると、その住宅の裏に1人の男が、そしてその前に停止していた車の中に1人の女がいることに気付いた。彼らは3人目の捜査官（R）が到着した

後で、その男を虚偽の名前を名乗ったとして、その女性を薬物調剤道具（drug paraphernalia）を所持しているとして逮捕した。2人は手錠をかけられ、ガントが後に戻って来たとき、別のパトカーに収容されていた。

捜査官は、ガント（X）の車が家の車道（drive way）に入って来たのに気付いた。捜査官（P）は、フラッシュライトでその車を照らしXが車を運転していることを確認した。Xは、車道の端に車を停め車から降りてドアを閉めた。および30フィート離れたところにいたPはQに声をかけ、Xの車から10～12フィートのところで合流した。Pは直ちにXを逮捕し、彼に手錠をかけた。X以外の被逮捕者は現場のパトカーの中で確保されていたのでPは応援を求め、間もなく到着した2人の警察官は、Xを彼らの車輛の後部に座らせドアをロックした。2人の捜査官はXの車を搜索した。その1人が銃を発見し、もう1人が後部座席にあったジャケツのポケットの中でコカイン入りの袋を発見した。Xは2つの関連犯罪——販売目的での薬物の所持とコカインがその中に発見されたプラスチックの所持——で告発された。彼は、無令状搜索は第4修正に違反するとして彼の車から押収された証拠の排除を求めた。Xは、とりわけ、ベルトン判決（前出）は彼の車の搜索をする権限を捜査官に与えていないと主張した、けだし、彼は手錠をかけられパトカーに収容されていたので捜査官への脅威を示していないし、彼は交通犯罪で逮捕されたのであるから彼の車の中でそのような証拠が発見されるというのはあり得ないというのである。その後の証拠排除申立審理でなぜ搜索したのかと尋ねられたとき捜査官グリフィン（P）は、“われわれはそれをする事ができると法は述べているからである、”と答えた。

公判裁判所は、PらにはXの車の搜索を開始したとき禁制品を求めてXの車を搜索する相当な理由があったとの州の主張を退け、証拠排除の申立てを容れなかった。警察官はXの無免許運転を現認してXが車を降りた直後に彼を逮捕したのであるから、当該搜索は逮捕に伴うもの

として認められると判示した。陪審はXを薬物の2訴因で有罪と認め、彼は3年の拘禁刑を言い渡された。

長引いた州裁判所の手続きの後で、アリゾナ州最高裁は、ガントの車の搜索は第4修正の意味において不合理であったと結論した。同裁判所の法廷意見はベントン判決を詳細に検討し、逮捕に伴わない車を搜索する範囲に関するベントン判決とは事案が異なるとして、それは“およそ現場 (scene) が確保された後で逮捕に伴う搜索を警察ができるかという境界の問題 (threshold questioning) への回答にはならないと結論した。同裁判所は、それ以前の【1】チャイメル判決を先例として逮捕に伴う搜索の令状要求 (主義) の例外は捜査官の安全と証拠の保持という利益によって正当化されると指摘した。“現場が確保され、被逮捕者が手錠をかけられパトカーの後部座席で確保され捜査官の監視下にあるので、チャイメル判決の基礎にある正当化理由がもはや存在しない、”“被逮捕者の車の無令状搜索は現場での捜査官の安全を保護しまたは証拠の破壊を防止するために必要であるとして正当化することはできない”と結論したのである。

反対意見の裁判官は、“ベントン判決の搜索の有効性は……特定の事案でのチャイメル判決の理由付けの存在に依拠しないのは明白である”との見解に基づいて、ガントの車の搜索を支持しようとする。彼らはベントン判決の多数意見の解釈には同意しなかったけれども、“ベントン判決で採用された輝線ルール (bright-line rule) は早くから非難されており、再考の価値がある”ことを是認したのである。

ベントン判決の再訪をわれわれにもとめるコースには、同判決の明確性と第4修正の原理への忠誠を疑問としてきた学者や当裁判所のメンバーが含まれている。われわれは、それ故、州の上告受理の申立てを容れた。

【判示】

Ⅱ 令状要求 (主義) の例外の中に適法な逮捕に伴う搜索がある。Weeks v. United States,

232 U.S. 383, 392 (1914) を見よ。この例外は、逮捕状況下に典型的に関係のある捜査官の安全と証拠の保持という利益に由来する。【2】ロビンソン判決230-234頁、【1】チャイメル判決763頁を見よ。例外の境界を定義し続けているこの限定は、逮捕に伴う搜索の範囲を逮捕官憲を保護し、被逮捕者から隠蔽または破壊するかもしれない当該逮捕犯罪の証拠を守るというその目的に相応 (commensurate) することを保障する。

【1】チャイメル判決においてわれわれは、逮捕に伴う搜索は“被逮捕者の身体と彼の直接管理する範囲”を含みうるだけであると判示した。

ベントン判決においてわれわれは、自動車運転の文脈でのチャイメル判決の適用を検討した。同事件で1人の警察官は、ベントンが4人の同乗者の1人だったスピード違反の車を停めた。その警察官は運転免許証と登録証の提示を要求している間に、焦げたマリファナの臭いをかぎつけ車の床にマリファナとかかわりのある名前である“スーパーゴールド”と書かれた封筒のあることに気付いた。車の同乗者は薬物犯罪を犯していると信じる相当な理由があったので、その警察官は、彼らに車から降りることを命じ彼らを逮捕することとし、衣服の上からたたく搜索をした。被逮捕者に手錠をかけずに、その警察官は、4人を高速道路の別々の場所に分離し相互に物理的に接触できないようにしたうえで、後部座席にあったジャケツのポケットを含め車を搜索したところ、その中にコカインを発見した。

ニューヨーク州最高裁は、同乗者が逮捕された後では車およびその内容物は“警察の管理と監視下にあり安全”であったと結論し、当該搜索を違憲と認めた。これに対し州は、【1】チャイメル判決で認められた例外は“すべて逮捕されていた車の4人の同乗者が車の周辺で確保されていない (unsecured) 間に車の中で発見されたジャケツを搜索することを警察官に認めているかどうかを検討することを当裁判所に要求し

ている。われわれは、上告受理の申立てを容れた。“搜索範囲が車の内部を含んでいるとき”“被逮捕者の直接管理する範囲”に関する実行可能な定義を裁判所はしていないからである。

州はその弁論要旨において、ジャケツは警察官の唯一管理下（exclusive control）にあったと結論して点においてニューヨーク州最高裁は誤っていると主張する。被逮捕者の数と彼らの車への近接性（proximity）に焦点を合わせ、被逮捕者が車とその内容物にアクセスできると警察官が信じる合理性があったのであるから本件搜索は【1】チャイメル判決の下で許される搜索であったと主張するのである。被逮捕者が彼の車にアクセスできる現実の可能性がないとき、チャイメル判決は逮捕に伴う車の搜索を認めていないという主張を両当事者も *amicus curiae* もしていなかった。

このような議論を検討した後でわれわれは、“車の同乗者の合法的な逮捕に伴うものとして車の同乗者のコンパートメントを警察官は搜索できると判示した。ベルトン判決（53 U.S., at 460）（脚注省略）の判示は、その大部分を“同乗者の比較的狭い範囲の中にある物品は、たとえ不可避免的ではないにせよ、事実上一般的に被逮捕者が手の届きうる（might reach）範囲にある”という前提に基づいていた。（*Ibid.*）

アリゾナ州最高裁は、ブルトン判決でのわれわれの判断を逮捕に伴う“自動車の内部の搜索の相当な範囲”を明らかにしたにすぎないと解釈する、すなわち、同乗者のコンパートメントが被逮捕者の手の届く距離にあるとき、それはコンパートメントおよびその中に含まれている内容物のすべてに及ぶという一般的命題をベルトン判決は明らかにしているというのである。州裁判所は、ガント判決をそのように解釈して、ガントは搜索時に彼の車にアクセスできなかったのであるからガントの車の搜索は合理的でないと結論した。ガントは今、アリゾナ州最高裁によって行われたベルトン判決の解釈をわれわれが採用することを求めている。

III アリゾナ州最高裁によるベルトン判決の

解釈を支持する見解があるにもかかわらず、われわれの法廷意見は、たとえ被逮捕者が搜索時に接近できる可能性がないとしても、最近の同乗者の逮捕に伴う車の搜索を認めているものと広汎に理解されていた。このような解釈は、“車の内部は最近車の中にいた被逮捕者の直接管理する範囲内にあるというフィクション”に基づいていると当裁判所の判示を性格付けた、ベルトン判決でのブレナン反対意見に由来するのである。453 U.S., at 466.

多数意見の下では、搜索の前にブルトンと彼の仲間が〔捜査官に〕パトカーの中で手錠をかけられていたとしても結論は同じであることを前提としていると彼は主張していた。Id. at 468.

われわれがベルトン判決を言い渡した後、逮捕に伴う車の搜索を正当化するために車は被逮捕者の手の届くところになければならないかの問題に関して控訴裁判所は異なった回答を示してきた、しかし当裁判所の法廷意見に関するブレナン裁判官の解釈は支配的（has predominated）だった。現に、裁判所の中には“たとえ手錠をかけない被逮捕者が現場を立ち去った後でも”ベルトン判決の下で搜索が是認されるとしたものもある。このようなベルトン判決の広汎な解釈の下で、車の搜索は、大半の事案で車の同乗者のコンパートメントは搜索時に被逮捕者の手の届くところになかったにもかかわらず、最近の同乗者の逮捕に伴うものとしてすべて認められることになろう。それ故、ベルトン判決を最近の同乗者の逮捕に伴う車の搜索をすべて認めたものとして解釈するのはチャイメル判決の例外の根底にある正当化ルールとは相容れない（*untether*）ことになろう。したがって、われわれは、ベルトン判決のこのような解釈を退け、チャイメル判決の認める同乗者の逮捕に伴う警察による車の搜索は、被逮捕者が搜索時に同乗者のコンパートメントのとどく所にいて確保されていないときのみ認められると判示する。アクセスの可能性も犯罪関連証拠の発見の可能性も本件での搜索を認めるものでない、1人の捜査官が4人の身柄を確保していない被逮捕者と直面したベルトン判決とは異なり、本件

では5人の捜査官は3人の被逮捕者——彼らはすべて手錠をかけられ、捜査官がガントの車を捜索する前にパトカーに収容されていた——の人数を上回っていた。

ガントは免停中に逮捕されたのであるから、ガントの車の中で警察が証拠と発見できると期待される犯罪ではなかった。ガントは捜索時に車にアクセスできるとか、または逮捕された犯罪の証拠がその中で発見されると警察官は合理的に信じることはできなかったのであるから本件での捜索は不合理であった。

Ⅳ 州は、ベルトン判決の捜索は一定の事案でアクセスの可能性はなかったにもかかわらず合理的であった、けだし、拡大的なルールは、法執行の利益と被逮捕者の車での限定的なプライバシーの利益を正しく保っている (balances) というのである。

われわれはいくつかの理由で、州の主張を退ける。第1、州はかかわりのあるプライバシーの利益を過小に評価している。車を運転する運転者のプライバシーの利益は彼の家におけるほど実質的 (substantial) でないことをわれわれは是認しているけれども、それにもかかわらず前者の利益は重要であり憲法上の保護に値する。われわれは、このような理由で、ベルトン判決の広汎な解釈は法執行の利益を促進するのに意味があり、個々のプライバシーへの実質的な侵害を正当化するとその州の主張に納得しないのである。

Ⅴ われわれの反対意見の同僚は、先例拘束性 (stare decisis) の原理は、たとえ逮捕に伴う捜索をする正当化理由が大半のケースに欠けている場合であっても、ベルトン判決の広汎な解釈に固執することを要求すると解釈する。先例拘束性は、もちろん“最高裁の判断に付与される尊敬と法の安定性にとって不可欠”であるが、その理由付けがもはや“注意深い分析”に耐えないとき過去の判断に従うことをわれわれに強制しない。

われわれがベントン判決を言い渡して以降28

年の経験は、同判決の広汎な解釈を支持する一般化は根拠のないことを示している。先例拘束性の原理は日常的な (routine) 憲法違反を是認することをわれわれに要求しないのである。

Ⅵ 警察が同乗者の逮捕に伴う車の捜索ができるのは、被逮捕者が捜索時にコンパートメントの届く距離にあるか、またはその車に逮捕犯罪の証拠が含まれていると考えるのが合理的であるときに限られる。これらの正当化理由が欠けているとき、被逮捕者の車の捜索は、警察が令状を獲得しているか令状要求の他の例外が適用されるのでない限り、不合理となろう、アリゾナ州最高裁は本件は不合理な捜索が含まれていると正しく判示した。したがって州最高裁の判断は支持される。

【スカーリア裁判官の同調意見】 (略)

【ブライア裁判官の反対意見】 (略)

【アリト裁判官の反対意見】(首席裁判官とケネディ裁判官参加、ブライア裁判官はⅡ-Eの例外を除き参加)

3 ところで筆者は、本判決引用の1914年のウィークス判決等については違法収集証拠排除法の適用範囲をめぐる“毒樹の果実論”との関係で詳論したことがある¹⁾。また1968年のテリー判決等については合衆国最高裁が挙動不審者への職務質問のための停止・捜検につき逮捕のための相当な理由がなくても犯罪の“合理的な嫌疑があれば相手を停止させて一時的に拘束できるしその相手が武器を所持し危険であると合理的に疑いうる場合には武器を捜索するための捜検をすることができる旨のいわゆるテリー法則 (Terry rule or Terry principle) との関連で詳細に検討したことがある²⁾。

ただ、その後、本判決が指摘するように、今まで全く考えられなかったスマートフォンによる膨大なデジタル情報の入手が可能となったにもかかわらず従前の無令状捜索に関する判例法で対処できるかが問題となる。そして本判決は、チャイメル、ロビンソン、ガントの3判決

がもっとも重要な先例であるとしたうえで、別途捜索令状を入手しない限りスマートフォンに記憶されたデジタル情報を利用できないと判示したのである。

4 このようにみえてくると本判決の意義と問題は明らかと思われる。周知のようにわが国ではGPS（全地球測位システム）捜査をめぐり下級審に争いがあるが、合衆国最高裁は2012のジョーンズ判決（United States v. Jones, 132 S.Ct. 945）において、GPS発信装置の取付けによって

位置情報を得る捜査は令状を必要とすると判示した³⁾。本判決はジョーンズ判決に続くものであり、わが国への影響も大きいと思われる。筆者は、初めて接したチャイメル、ロビンソン、ガントの3判決については事実関係を含めその内容をやや詳しく紹介したが、先例拘束性との関係で複雑なアメリカ法をあらためて痛感した。本判決の意義を正確に把握するには関連判例の検討が欠かせない、その詳細については別途検討したいと考えており、その意味で本稿は準備作業の一環に外ならない。

注)

- 1) 小早川義則『毒樹の果实論——証拠法研究第2巻』（成文堂、2010年）。
- 2) 小早川義則「ミランダとテリーとの交錯——合衆国憲法修正5条と4条とのかかわり——」名城法学45巻1号（1995年）。
- 3) 亀井倫子「GPS捜査は令状主義を没却する重大な違法があるとした事例」季刊刑事弁護85号96頁（Spring, 2016）。なお、ジョーンズ判決の紹介として、指宿 信「アメリカにおけるGPS利用捜査の事前規制」季刊刑事弁護85号（Spring, 2016）、緑 大輔「GPS監視装置による自動車の追跡の合憲性」2013年-2アメリカ法356等がある。
- 4) 太田茂「搜索差押えの特定性の要求に関するアメリカ合衆国連邦裁判所判例の諸法理とその実情（2）——「詐欺性充満の法理」を中心として——」（早稲田大学）比較法学第49巻第2号29頁注（10）（2015年12月）に本判決への言及がある。